(仮称) 大阪市国民保護計画 (素案) に関するパブリック・コメントの実施結果について

1. 実施の概要

○募集期間

平成18年10月2日(月)~平成18年11月1日(水)

- ○配布·閲覧場所
 - ・市役所(危機管理室、行政資料センター)、各区役所、公文書館、大阪市サービスカウンター(梅田、難波、天王寺) に印刷物(素案本文・概要版)を配置
 - ・本市のホームページに掲載(素案本文・概要版)
- ○意見募集方法

次のいずれかの方法により書面(様式は自由)により募集

- 電子メール
- ・郵送又はファックス
- ・市役所の窓口(危機管理室)に直接提出

2. 意見の提出状況

- ○意見提出者数 5名 (電子メール:2名、郵送:2名、FAX:1名)
- ○意見項目数 9項目

「内訳]

(1) 計画の策定に関する意見 3項目

(2) 計画の内容に関する意見

5項目

- 防災等の取組みとの関係について
- ・避難方法について
- ・避難における車両の使用について
- ・核攻撃の場合の避難について
- ・過去の経験を踏まえた備えについて
- (3) その他の意見

1項目

ジュネーヴ条約の周知について

3. 意見の要旨及びそれに対する本市の考え方

(1) 国民保護計画の策定について

《意見の要旨》

- ① 戦争が起こらないことが第一である。しかし、民主主義の選挙で選ばれた行政の 責任者には備える責任がある。
- ② 計画の作成に反対である。大阪市に侵攻する国はありえず、ミサイル攻撃では逃げる間もない。この計画は、日本が戦時になったときに市町村レベルで国民の総動員体制を作り上げることが目的であり、国民の戦争協力体制を地域住民で確立させ、反対できない状態を作る。私は防衛の名の下に始まるであろう侵略戦争に一切協力しない。

- ○武力攻撃や大規模テロなどは、決してあってはならないものであり、国における外交努力による安全保障環境の構築が何より重要であると考えています。
- ○しかしながら、万が一にもそうした事態が発生した場合に備えて、武力攻撃などから国 民の生命、身体及び財産を保護し、また、国民生活等に及ぼす影響を最小とするため、 国民保護法が制定されました。
- ○この法律では、武力攻撃や大規模テロなどの事態に際して、市町村長は、その国民保護 計画で定めるところにより、「住民の避難」、「避難住民等の救援」及び「武力攻撃災害へ の対処」に関する措置などを実施しなければならないとされています。
- ○本市としては、市民の生命、身体及び財産を保護するという本市の責務を果たすため、 国民保護法に基づき本計画を策定し、平素からの備えに努めるものです。

《意見の要旨》

③ 武力に頼らず、平和的な外交努力によって世界の平和に貢献することこそが日本国憲法の求めるところである。国民保護計画の作成そのものが戦争準備の一歩であり、計画作成そのものをただちに中止するよう求める。大阪市は世界の各都市と経済的、文化的交流を深めることで平和に貢献してほしい。また、政府にも自衛隊の海外派遣など武力に頼らず、平和的な外交努力によって世界の平和に貢献するよう求めてほしい。

- ○武力攻撃や大規模テロなどは、決してあってはならないものであり、国における外交努力による安全保障環境の構築が何より重要であると考えています。
- ○しかしながら、万が一にもそうした事態が発生した場合に備えて国民保護法が制定され、 市町村長は、武力攻撃や大規模テロなどの事態に際して、その国民保護計画で定めると ころにより、国民の保護のための措置を実施しなければならないとされています。
- ○本市としては、市民の生命、身体及び財産を保護するという本市の責務を果たすため、 国民保護法に基づき本計画を策定するものです。
- ○なお、本市では、平成7年12月に市会の議決を経て「平和都市宣言」を行い、その中で 「日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、核兵器の速 やかな廃絶を強く訴え、国際社会の平和と発展に貢献する」として、平和の実現や非核 三原則についての本市の姿勢や考え方を既に明らかにしています。今後とも、「平和都市 宣言」に基づきまして、市民一人ひとりに平和の尊さを伝え、広く人々に平和を希求す る心がはぐくまれますよう、さまざまな施策・事業を推進してまいります。

(2) 防災等の取組みとの関係について

《意見の要旨》

④ 地域での既存の取組みは住民主体型でボトムアップ的な要素が盛り込まれているが、本計画素案ではトップダウン方式のいわば官僚制のヒエラルキー体制の確立を彷彿する。ゆえに第1編第2章の「9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用」の記述は削除すべきである。

- ○自然災害や事故災害では、地域防災計画等に基づき市町村が主体となって対策を実施しますが、武力攻撃事態等においては、その原因が国の外交関係に起因するものであり、国が外交ルートなどを通じて収集した情報に基づき的確な判断を下し、責任をもって地方公共団体に指示を行うものであることから、国民保護法では国から地方公共団体に指示が出されることになっており、本計画素案では国からの指示に基づき措置を実施することを基本としています。
- ○このように自然災害等と武力攻撃等による災害では、発生原因の違いによりその対応が 異なるところがありますが、緊急事態において市民の生命、身体及び財産を保護する対 応ということでは同じであり、武力攻撃事態等への対処にあたって、例えば、防災行政 無線などの情報通信手段の活用、備蓄物資や資機材の活用、被災者に対する医療救護の 提供体制など、防災等の取組みの蓄積が活用できる部分があると考えています。
- ○また、大規模テロなどは、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難なことが多いと考えられるため、国から指示がある前の段階においても、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定され、その場合、本市としては、地域防災計画等に基づき迅速に当該事案に対処することとしています。
- ○こうしたことから、本計画素案において基本方針として、「地域防災計画等に基づく取組 みの蓄積の活用」を掲げています。

(3)避難方法について

《意見の要旨》

⑤ 武力攻撃を大規模災害と捉えているのではないか。戦闘地域からの避難方法が最も重要であり、どのように避難誘導するのかが欠落すれば計画は根底から揺らぐと考えるべきである。

- ○武力攻撃等による災害と大規模災害では、発生原因の違いによりその対応が異なるところがあり、避難方法に関しても、それぞれ異なるものと考えています。さらに、武力攻撃や大規模テロにおいても、その態様や攻撃の手段などによって避難方法がさまざまに異なると考えています。
- ○想定されるさまざまな事態における具体的な対応について、すべて本計画に盛り込むことは困難であるため、本計画には、保護措置等の実施に関する基本的な枠組みを定めるものとし、事態の態様や攻撃の手段などに即した避難方法等については、本計画の策定後に、想定される事態のタイプごとに作成する「避難実施要領のパターン」(ひな形)の中で定めてまいります。

(4) 避難における車両の使用について

《意見の要旨》

⑥ 避難の妨げとなる道路上の車両の通行禁止及び車両での避難の禁止が欠落している。

- ○本計画においては、保護措置等の実施に関する基本的な枠組みを定めることとしており、 避難に関しては、事態の態様や攻撃の手段などによって避難方法がさまざまに異なると 考えられることから、事態に応じた避難のあり方については、本計画の策定後に、「避難 実施要領のパターン」の中で定めることとしています。
- ○交通規制については、府公安委員会が国民保護法第 155 条の規定に基づき実施することとされていますが、本市としても、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域内への立ち入りを制限又は禁止することを、本計画素案に記述しています。
- ○また、避難における自家用車等の使用の可否については、避難の実施に関して検討すべき重要な項目であると考えていますので、必要に応じて、「避難実施要領のパターン」の中で定めてまいります。

(5) 核攻撃の場合の避難について

《意見の要旨》

⑦ 核攻撃の場合、地下鉄をシェルター替わりに使用すること、また、そのためにどう するかなどの実施計画が欠如している。

- ○国の基本指針においては、攻撃に核兵器が使用される場合として、弾道ミサイル攻撃の場合や航空攻撃の場合などが想定されており、核攻撃の場合の避難に関しては、核爆発に伴う熱線、爆風等による被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難することなどが示されています。
- ○本計画においては、保護措置等の実施に関する基本的な枠組みを定めることとしており、 避難に関しては、事態の態様や攻撃の手段などによって避難方法がさまざまに異なると 考えられることから、事態に応じた避難のあり方については、本計画の策定後に、「避難 実施要領のパターン」の中で定めることとしています。
- ○「避難実施要領のパターン」の作成にあたっては、核兵器が使用されるおそれのある弾道ミサイル攻撃などの場合の避難方法等に関して、国の基本指針などを踏まえ、地下駅舎等の地下施設への避難についても定めてまいります。

(6) 過去の経験を踏まえた備えについて

《意見の要旨》

⑧ 「備え」については過去の経験から議論されるべきである。スイス・スウェーデン・ノルウェー等の諸国は、たとえ原爆の爆心地の近くでも地下1階にいたことで熱線・爆風・衝撃波が避けられたという広島の事実に学び、戦後一貫して公共の地下シェルターだけでなく、民家にも地下室を奨励し、国民を守る実質的な備えをしてきた。東京大空襲では10万人が死亡し、当時の防空壕が役に立たなかったように評価されているが、もしそれがなかったならば、死者は5倍から10倍に達していた。

- ○国の基本指針においては、弾道ミサイル攻撃などがあった場合には、できるだけ近傍の コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に 避難することとしています。
- ○本計画においては、保護措置等の実施に関する基本的な枠組みを定めることとしており、 避難に関しては、事態の態様や攻撃の手段などによって避難方法がさまざまに異なると 考えられることから、弾道ミサイル攻撃の場合の避難など事態に応じた避難のあり方に ついては、本計画の策定後に、国の基本指針などを踏まえ、「避難実施要領のパターン」 の中で定めてまいります。
- ○なお、核シェルターなどの防護施設の整備については国の施策が必要であり、国民保護 法第 150 条では「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な 機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めな ければならない。」と規定されていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えて います。

(7) ジュネーヴ条約の周知について

《意見の要旨》

⑨ 戦時には軍隊である自衛隊と行動を共にすると攻撃対象となり、非武装の民間人は攻撃対象から外されるというジュネーヴ条約を、この計画を作る前に市民に周知徹底させてほしい。この計画より先に、降伏の仕方、捕虜の扱われ方、民間人は保護されるということなどジュネーヴ条約を知っておく方がよい。

- ○条約については、内閣が締結権を有し、国会の承認を経たうえで批准するものであり、 条約の国民への周知については、外交事務として外務省において実施されています。
- ○本市としては、「平和都市宣言」並びに平和に関する種々の決議に基づいて、世界の人々と市民レベルでの国際交流を積極的に推進するなど、国際社会の平和と発展に貢献する 国際平和人権都市大阪づくりを進めてまいります。
- ○なお、本計画素案においては、保護措置の実施時における措置従事者の適切な対応を確保するため、本市職員の研修にあたっては、赤十字標章等及び特殊標章等の交付・管理などジュネーヴ条約に関する知識等について研修の内容とすることとしています。